

自衛隊の米軍等の武器等防護等における武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質

問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十八年十二月十四日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



自衛隊の米軍等の武器等防護等における武器使用の危害要件と憲法第九条との関係に関する質

問主意書

一 政府は、自衛隊の重要影響事態安全確保等に基づく外国軍隊の支援、米軍等の武器等防護や在外邦人等の保護における武器使用の危害要件が正当防衛及び緊急避難に該当することに限られていることにより、自衛隊のこれらの活動が武力行使に至ることがないと考えているのか。すなわち、当該危害要件はこれらの活動が武力行使に至ることのない法的な根拠となっているのか。

二 自衛隊の重要影響事態安全確保等に基づく外国軍隊の支援、米軍等の武器等防護、在外邦人等の保護が、憲法第九条の禁止する武力行使に至ることはないと考えている理由について各々示されたい。

右質問する。

